

建築基準法第44条第1項第四号許可に係る事前同意基準

宮城県建築審査会 令和4年3月14日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第44条第1項第四号の規定による許可の申請があり、その建築物が自動車のみ交通の用に供する道路に設けられる休憩所、給油所及び自動車修理所で、下記の全てに該当する場合は、知事は当該申請を許可し、直近の建築審査会に報告することができる。

記

- ① サービスエリア、又はパーキングエリアに設置するもの。
- ② 車路と分離された場所に設置するもの。
- ③ 道路管理者との協議が終了しているもの。
- ④ 申請に係る建築物を一般道路からも利用できるようにする場合には、一般道路側にも適切な規模の駐車場等を設置すること。
- ⑤ 建築基準法第48条の規定に適合していること。ただし、申請敷地が市街化調整区域の場合には、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、又は同法第43条の許可を受けている、又は受けられる見込みであること。

附則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。

建築基準法第44条第1項第四号許可に係る事前同意基準

宮城県土木部建築宅地課

(1) 運用方針

建築基準法(昭和25年法律第201号)第44条第1項第四号の規定による許可申請があり、その建築物が自動車のみの交通の用に供する道路に設けられる休憩所、給油所及び自動車修理所であって、(2)の基準の全てに該当する場合は、知事は当該申請を許可し、直近の建築審査会に報告することができる。

(2) 基準

- ①サービスエリア、又はパーキングエリアに設置するもの。
- ②車路と分離された場所に設置するもの。
- ③道路管理者との協議が終了しているもの。
- ④申請に係る建築物を一般道路からも利用できるようにする場合には、一般道路側にも適切な規模の駐車場等を設置すること。
- ⑤建築基準法第48条の規定に適合していること。ただし、申請敷地が市街化調整区域の場合には、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項、又は同法第43条の許可を受けている、又は受けられる見込みであること。

(3) 留意事項

- ・道路管理者との協議が終了していることを証する資料として、打ち合わせ記録等(任意様式)の添付を求める。ただし、許可申請者(建築主)が、許可に係る道路の管理者である場合は不要とする。
- ・申請に係る建築物を一般道路からも利用できるようにする場合、一般道路側に設ける駐車場等の規模については、適切と考える根拠を示した資料の添付を求め、その内容の妥当性について確認すること。
- ・建築基準法第48条ただし書の許可を受ける必要がある場合には、同時に、建築審査会に附議すること。
- ・市街化調整区域に立地する場合は、立地の可否について、建築宅地課開発防災班に確認すること。

附則

この基準は、令和4年6月1日から施行する。